

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成25年6月7日（金）

開 会 午前9時0分

（委員長あいさつ）

（副委員長あいさつ）

（執行部の部長職・次長職職員の自己紹介）

（各委員の自己紹介）

（執行部の課長職職員の自己紹介）

（席次の決定） 別紙のとおり

【議 事】

○議案第44号「所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

矢作委員

昨日の議案質疑で、老人憩の家の職員は、資格要件はないとの答弁があったが、公募先については社会福祉法人を中心にしていくのか、それとも公募であれば、どういうところが対象となるのか。

池田高齢者支援課長

指定先については、基本的には公募ということで広く求めていきたいと考えています。その中で、社会福祉法人からの応募は予想されるところで

す。

矢作委員

広く公募するという事は、一般的な企業等も対象となると思うが、老人憩の家は、高齢者の福祉施設であることから、心肺蘇生法や高齢者の特性に応じた対応といった心得が必要であると思うが、この辺はどのように対応していくつもりなのか。また、社会福祉法人以外で、既に指定管理を受託している業者に対して、研修を実施してきたのか。

池田高齢者支援課長

高齢者の特性への対応等については、受託業者との協議等の中でお願いしたいと考えています。

矢作委員

協議というが、業者の選定をする上で、配点等の考慮がされるのか。また、社会福祉法人以外の受託者に対して研修は行っているのか。

美甘福祉部次長

指定先の研修については、社会福祉法人、シルバー人材センターについては、それぞれ組織の中で研修を行っていることは確認しています。

これらは、指定管理者選定委員会の中で、質疑等を行い、採点評価して決定することとしております。

矢作委員

配点というところで、検討している項目はないのか。

美甘福祉部次
長 施設の安全管理や危機管理への対応については、例えば急病人がでたときの対応についてなどの項目があるので、選定委員が質問する等して確認することになります。

矢作委員 今まで、市で運営してきたときにはケアワーカーが配置されていた事業に対して、資格要件なしで指定管理を公募する理由を説明してほしい。

池田高齢者支
援課長 ケアワーカーとは、呼称であり、特に資格を要する職種ではないため、特段、必要ということではありません。

中村委員 平成26年度から指定管理を実施するということが、指定管理者選定委員会の予算については、既決の予算で対応するのか。

美甘福祉部次
長 選定委員会の予算については、平成25年度予算で既に既決されています。

中村委員 指定管理に移行することは、行政サービスの向上か行政コストの削減という目標があるわけで、具体的に教えてほしい。

池田高齢者支
援課長 市民サービスの向上と経費の削減という二つの観点から検討しているところでは、市の直営の4施設においては、平成24年度の決算見込みよ

り約8,000万円、指定管理の4施設においては、5,700万円程度で推移していることから、経費的には約30%削減されるかと考えております。また、サービスの向上については、これまで苦情等はなく、モニタリングやアンケート調査におきましても良好な運営状態にあると確認しております。

美甘福祉部次
長

補足ですが、現在受託している社会福祉法人等においては、自主的に、それぞれの施設の特徴や経験を生かした様々な魅力的な事業も行っているため、利用者数の増加にも繋がり、利用者アンケートでも非常に好評であるという結果となっています。

中村委員

最初の民間の4施設、さくら荘、峰寿荘、やなせ荘、ところ荘があつて、とめの里、みかじま荘、こてさし荘、とみおか荘になったという時系列な意思決定の理由を具体的に教えてほしい。

池田高齢者支
援課長

今回新たに指定管理とする施設については、所沢市民間委託化推進計画に基づき、平成26年度より指定管理にするという計画に沿ったものです。

中村委員

それは、わかっているが、何でその施設が指定管理となったか知りたい。

美甘福祉部次長	老人憩の家については、8施設ありますが、それぞれに正規のケアワーカーが配置されていた関係もあって、一度に全て指定管理に移行することは困難であったことから、所沢市民間委託化推進計画に基づき、段階的に順次、計画的に指定管理を進めていくことにしていたものです。
中村委員	こども未来部が児童館を指定管理に移行したときには、条例改正を一本で行ったが、福祉部が分けて行ったのは、なぜか。
池田高齢者支援課長	今回、指定管理制度に移行する4施設の運用状況について、人事や管理体制を検討した結果の条例改正になったものです。
中村委員	所沢市民間委託化推進計画に基づいて今回の指定管理に移行することは良く理解ができるが、先般の包括外部監査の指摘で、所沢市民間委託化推進計画については人為コストの削減や行政コストの削減からでてきたものではないということで、推進計画自体の問題点についても指摘がされた。そういう中において、所沢市民間委託化推進計画に基づいてのみ行うこととなっているが、包括外部監査の指摘を受けて、この議案の提出する時期も踏まえて、色々な議論もあったと思うが、その辺については如何か。
本橋福祉部長	既に指定管理に移行した4施設については、もともと運営管理を委託で行っていたという経緯があります。また、それらの4施設で、利用者の声

でも不満の声は無く、職員の対応についても評価を得ているなど実績を重視して、今回の4施設においても指定管理への移行に踏み切りました。

中村委員

包括外部監査の民間委託化推進計画に関する指摘とは、かぶっている時期があるので、取り分け、福祉部内では関係ないというわけか。

本橋福祉部長

コスト削減のみをもって判断したものではありません。

城下委員

今回の指定管理移行により8施設がすべて指定管理になるが、今は市直営と指定管理の比較ができるが、今後はどのように比較の検証をしていくのか教えてほしい。

池田高齢者支援課長

直営4施設と指定管理4施設で比較をしてきた中で、指定管理4施設の自主事業の開催数や参加者数の増加、利用者の声等により、残り4施設についても指定管理に移行する考えとなりました。今後、どのように比較するのかということについては、当面、老人福祉センターが直営のため、当該施設と比較していく予定であります。

城下委員

老人福祉センターと老人憩の家の運営状況を比較することは、理解しづらいがどのように比較するのか。

池田高齢者支援課長	老人福祉センターは相談業務等があり、老人憩の家との単純な比較はできませんが、直営で行う施設の中では、比較する対象候補になると考えられます。
城下委員	事業内容が異なると比較の検証は難しいのではないかと。また、今後の課題なのか確認したい。
美甘福祉部次長	老人憩の家としての比較はできなくなるとは思いますが、老人福祉センターにおきましても介護予防事業や入浴など、類似した事業を行っておりますので部分的な比較は可能と思われま。
城下委員	シルバー人材センターと安心会の2者で現在、指定管理を行っていると。思うが、自主事業が評価の対象となっていくと受け止めているが、利用者側とするとサービスの平準化も課題となると思うが、市の考え方はどうなのか。
池田高齢者支援課長	指定管理受託業者ごとにサービス内容が異なる可能性については、年間4回から5回の市のモニタリングやあるいはアンケート調査を通してサービス内容が異なることのないように指導していくものです。
美甘福祉部次長	補足しますが、最低限の施設の維持管理や利用者への処遇も含めて業務

長 内容は、市の仕様書で詳細に定めています。それに加え、さらに利用者が満足できるような独自の事業を受託者がしているところでもあります。

城下委員 東日本大震災後に、とみおか荘が、被災者の受け入れを行うことができたのは市直営だったからスムーズに対応してもらえたとも考えられる。今後の災害時等の対応策については協定書に盛り込んでいく答弁もあったが、現段階で協定書に盛り込む内容はどういうふうなことを考えているのか。

池田高齢者支援課長 協定書の具体的な内容については、今後検討していくことになりませんが、災害発生時等の施設の対応や被災者の受け入れなどの決定については市が指揮できるような内容を考えています。

本橋福祉部長 災害時の対応については、防災計画との関連から、各所管部との調整も必要となりますので、現段階で部として考えているものです。今後具体的な協議が必要になってくると考えています。

末吉委員 各施設の利用者数の推移について、東日本大震災発生後における計画停電と入浴日数の減少があったとのことだが、中には利用者数が増加していた施設もあったようだが、数字も併せてどのように分析をしているのか。

池田高齢者支 利用者が増加した施設の分析については、まずやなせ荘は、送迎バスの
援課長 利用を絡めた自主事業の展開が多かったためと考えられます。

末吉委員 増加した理由はわかりました。高齢者が増加しているにも関わらず、計
画停電や入浴回数の減少だけで、単純に利用者数が減少したとは考えづら
いのではないかと。

池田高齢者支 減少している施設は、全て入浴施設がある施設であります。少なからず
援課長 影響はあったのではないかと考えております。

末吉委員 先ほどの話であった送迎バスなどのようにまだまだ、独自の事業をして
いく余地があるのではないかと。これらの自主事業等については、各施設が
考えるのか部で考えるのか。

池田高齢者支 地域性もあると思いますが、今後利用者等の分析を行い、自主事業の工
援課長 夫等について施設の担当などの話も聞きながら協議していきたいと思
います。

末吉委員 もっと利用してもらおう施設になっていくために、そのための指定管理に
向けた条例改正なのだから、その点について選定委員会も含めてどのよう
に考えているのか聞きたい。

本橋福祉部長

直営の施設の利用者数が若干減少方向にあります。職員の意識向上を含め、指定管理に移行した際には独自事業により利用者数の増加に繋げてほしいと考えております。

城下委員

利用者数の推移の話があったが、東日本大震災のあった年度と比較することは、難しいのではないかと。それ以前の年度で比較した方が良いのではないかと。何年度と何年度を比較したのか聞きたい。

池田高齢者支援課長

東日本大震災前の平成21年度と平成24年度を比較しています。

城下委員

比較した年度の利用者数を聞きたい。

美甘福祉部次長

まず、平成22年度からお風呂を3回にしました。

8施設の合計総利用者数は、平成21年度が199,765人、平成22年度が192,536人、平成23年度が166,439人、平成24年度が186,119人です。平成21年度と平成24年度を比較した場合、6.8%の減少となっています。

城下委員

お風呂の回数のみ条件が変わったということか。

美甘福祉部次
長

そのとおりです。

矢作委員

昨日の本会議場でお風呂については統一したいとの部長の答弁があったが、今後、どのように統一していく計画なのか聞きたい。

本橋福祉部長

様々な市民の声を聞いた上で、検討委員会を立ち上げて4回ということになりました。ただし、隣接する施設とは、お風呂を利用できない日が重ならないように配慮しています。今のところ苦情等がないため、指定管理になっても当面は、現在の運営形態のまま進めたいと考えております。

矢作委員

老人憩の家については、今後も指定管理者を公募にしていくのか。

池田高齢者支
援課長

今回は、指定管理者の募集を公募で行う予定ですが、将来のことについては、そのときの状況に応じて再度、検討していくこととなります。

矢作委員

うしぬま荘の園長が各館を巡回して色々な対応をしていると聞いたが、その体制がどのようになっているのか聞きたい。

見澤うしぬま
荘園長

直営の施設はうしぬま荘が巡回しています。指定管理の施設でシルバー人材センターが受託している施設は、さくら荘が状況を把握し、安心会が

受託している施設は、ところ荘が状況を把握しています。

美甘福祉部次
長

基本的には指定管理者が施設の管理を行います。ただし、市の建物なので、施設の故障などの危険性や事故等が生じた場合は、うしぬま荘の園長あるいは職員が現場確認調査を行います。

矢作委員

公設民営ということで、基本的には指定管理者が管理を行うとのことだが、どのくらいの頻度で市が巡回しているのか。また、今後もうしぬま荘の園長が各施設を巡回するのか教えてほしい。

美甘福祉部次
長

指定管理者制度には、年4回のモニタリング調査の実施が義務付けられています。その際、市職員2、3名が施設の立ち入りを行い、事業等における詳細なチェック項目や職員のヒアリング調査を行い、施設の事業状況の把握をしています。そのため、それ以外に定期的に施設を巡回することは行っていませんが、何か問題があった場合には速やかに対応していくこととしています。

城下委員

老人憩の家についての苦情は、どこが所管するのか。

美甘福祉部次
長

老人憩の家だけでなく保育園等の施設の苦情も、所管は福祉総務課になります。何か問題等の案件があるごとに社会福祉施設運営調整委員会に報

告した上で、委員会の意見等を今後の対応に生かすようにしています。

城下委員

現在、指定管理の4施設について、これまでその調整委員会に報告する案件があったのか。また、施設内で苦情があった場合、指定管理受託者が市に報告しなければ、市はわからないままなのか。その流れについて教えてもらいたい。

見澤うしぬま

今まで指定管理になってから、1件も苦情はありません。

莊園長

苦情があった場合、受託者から必ず市に報告されます。

末吉委員

経費で7,900万円と5,700万円との答弁があったが、これは総額なのか。人件費のみの比較はどうなるのか。

池田高齢者支

土地の借料がある施設については除いてありますが、基本的には総額です。人件費については、賃金単価で、直営の施設においては時給905円から1,390円、指定管理受託者であるシルバー人材センターにおいては時給840円、安心会においては時給950円から960円となっています。

末吉委員

人件費のみの年間の比較はないのか。

池田高齢者支援課長	人件費のデータはありません。
末吉委員	施設の規模も違うから単純に比較することはできないのか。
本橋福祉部長	施設の規模やお風呂施設の有無、光熱費も違うことから、単純に比較することはできません。
末吉委員	単純に計算すると指定管理にした場合、直営で運営したよりも経費が30%減の7割になると説明があったが、違うということか。
美甘福祉部次長	現在、指定管理受託者であるシルバー人材センターと安心会で、それぞれ職員の雇用及び賃金形態、業務委託料等が異なることで、一概には比較はできませんが、直営と指定管理の施設を比べた時には、これだけの金額の差があるので、今回も指定管理に変更して運営した場合には、おおよそ同じくらいの削減が見込まれると説明させていただいたところです。
末吉委員	経費削減の見込み額は、今のところ示せないということによろしいか。
美甘福祉部次長	金額的には出せませんが、割合的に削減が図れるという予測です。

中村委員 老人憩の家の指定管理における収益事業の可能性としてはあるのか。また、契約の仕様書等で、収益事業について禁止されているのか。

美甘福祉部次長 現在のところ、条例で収入を得るようなことは定めておりませんので、指定管理者として収入を得ることはできませんが、今後、研究の対象になってくると思われます。

中村委員 他市の例で、老人関係の施設で収益事業を行った事例はあるのか。

池田高齢者支援課長 収益事業とは少し異なるかもしれませんが、入間市が、年齢によりますが、施設利用料として100円から200円徴収しています。

中村委員 例えば、施設内で有料セミナーを行うことや物品の販売をすることなど指定管理者の収入になるような事業が今の条例上では禁止されているのか。禁止されていない場合、仕様書等で禁止するのかなど、今後を含め、検討するのかを伺いたい。また、他市の事例ではどのようなになっているのかも伺いたい。

美甘福祉部次長 所沢市の場合、条例で利用料は無料と規定しているため、施設の利用料を取る場合には、条例の整備が必要です。今後、指定管理を進めていく上では、そのようなことも、市民への福祉サービスがより良くなるようであ

れば、研究していく必要があると認識はしています。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第44号所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について反対の立場から意見を申し上げます。

これまで市が直営で運営していた老人憩の家4館を新たに指定管理者制度を導入して、管理運営するための条例制定が提案されております。老人憩の家4館が、指定管理者制度に移行して8年目ですけれども、前回の指定管理者の変更の際は指定管理者全てが変わりました。指定管理者制度は、見直しの際に、事業者が変わることによって、事業の継続性や安定性などが懸念されます。また、偽装請負についても不安が残ります。これまで直営で運営してきたことで東日本大震災の被災者の受け入れにもしっかり対応されてこられました。直営を無くしていくことは、実態が把握できず、高齢者福祉事業やサービスの向上、市の施策への反映が難しくなると考えます。以上を申し上げ意見といたします。

末吉委員

民主ネットリベラルの会を代表して意見を申し上げます。老人憩の家は、健康増進、介護予防に有効な施設と認識しております。この間、高齢社会が進んでいるにもかかわらず、利用者が減少しているというご報告が

ありましたけれども、今後の指定管理にあたっては市民サービスの質を落とすことなく、民間委託化の目的である経費削減、取り分け、独自事業を含む努力で、さらに良い施設になっていくことを願って賛成の意見といたします。

中村委員

至誠クラブを代表して意見を申し上げます。

基本的には自主事業の改正を含む行政サービスの向上と一定のコスト削減に繋がるという観点から評価をし、賛成をいたしますけれども、入浴施設の存在や利用者数の増だけが、必ずしも老人憩の家の設置の目的ではないと考えますので、今後の当施設の運営については、そのあり方や必要性も含めて、指定管理者の運営の状況の推移を見ながら研究課題としていただけたら大変ありがたいと思います。このことを申し上げて賛成とします。

中委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。現在、既に指定管理者制度を導入した4施設では、運営経費の節減が図られて、創意工夫がされているような自主事業を展開する中で、利用者が増加した施設が見られるなど、市民サービスの向上と経費の削減を図るという当初の目的が達成しているものと考えております。また、老人憩の家8施設の指定管理者制度の導入については、所沢市第5次行政改革大綱及び所沢市民間委託化推進計画に基づき実施するものであります。とい

うことで、条例改正については理解できるものでありますが、今後、高齢者の利用増加や優れた施設管理を実現すべく、着実に指定管理者制度への事務手続きを進めることを要望するとともに、災害対策については、所沢市全体の危機管理全体の問題でありますので総合的にまた考えていただくことを要望して賛成といたします。

亀山委員

所沢市議会公明党を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

今までの実績を踏まえて、今後、ますます需要が増える施設であるので、自主事業の更なる充実と今後の利用者の増加が図れるようにしっかりと取り組んでもらいたいということで、本当に名前のおりの憩の場となるように更なる市民へのサービス向上に期待して賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第44号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第40号 平成25年度所沢市一般会計補正予算(第3号) 当委員会所管部分(福祉部)

【補足説明】 なし

【質疑】

城下委員

昨日の議案質疑の中でも、今回の生活保護システム改修事業委託料については、全ての生活保護世帯に対する給付水準の引き下げとなるとの答弁だったが、今回の改正にあたっての根拠法、何に基づいて引き下げになるのか。

池田生活福祉課長

生活保護法第8条に、生活保護の扶助基準については厚生労働大臣が定める基準によるとの規定があります。さらに昨年8月、社会保障制度改革推進法が施行され、その附則第2条により生活扶助の適正化のほか、生活保護制度の見直しが規定されました。これを受けて、生活保護基準部会等の検証結果を受けまして、平成25年5月16日付けで厚生労働大臣が基準改正の告示を行ったものです。

城下委員

部会の報告では、高齢者世帯については、引き下げではなく、引き上げるべきとの答申が出ていたと思うが、今回は、保護世帯全てが引き下げと言うことで良いのか再度、確認したい。

池田生活福祉

今回、告示された基準表に置き換えて生活保護費を計算したところ、一

課長 番、影響が少ない60歳代の単身世帯では、7月と8月の月額換算で保護費の差額が580円の引き下げになります。また、国の標準3人世帯で月額4,980円の引き下げになります。

城下委員 現在、生活保護受給世帯数はどのくらいあるのか。

池田生活福祉課長 平成25年3月末現在で生活保護受給世帯数は3,375世帯、人数は4,907人です。

城下委員 引き下げ率は最高で何%か。

池田生活福祉課長 国の基準は、最終的に総額で7.3%の引き下げとしています。減額幅が大きいものですから、3年間をかけて段階的に引き下げることになっています。今年度については、60歳代単身世帯で0.76%の減額、標準3人世帯で、3.06%の減額となっています。

城下委員 生活保護費を基準とする施策について、国は影響しないよう対応していくとの答弁が昨日あったが、当市に影響する施策についてはどのくらいあるのか。

池田生活福祉 非課税世帯等を段階区分等に設けているところは全て影響を受けるか

課長

と思われませんが、このことについては、昨日も答弁しましたように、税法改正により影響を極力抑えるというような国の方針が示されています。

城下委員

具体的なところは示されているのか。

池田生活福祉

示されておられません。

課長

城下委員

今回のシステム改修事業による全庁的な影響については、関係各課の協議はこれからなのか。

池田生活福祉

課長

議案として計上しているのは、生活保護システムで基準額の計算や月々の保護費の決定の部分です。ここで国の基準改定により新たな基準額表が作られたので、現状のシステムにおける単なる数字の置き換えでは、保護費の決定ができません。新たにシステムを改修して、新基準の生活扶助費を計算するためには、システム改修をしなければ、職員が手作業で計算を行うという膨大な作業が必要となるため、現在使用しているシステムを新しく改修することを目的としています。そのため、他の部署との協議等は行っておられません。

矢作委員

社会保障制度改革推進法の成立により、システムの改修が提案されたと

のことだが、生活保護費の引き下げの見直しになった理由については、どのように考えているのか。

池田生活福祉課長 基準改定は、毎年行われています。平成17年度から、デフレにより、物価は下がり続けていたため、生活扶助費の見直しを行っていましたが、結果として、金額的には同額で継続されてきたという経緯があります。

矢作委員 なぜ社会保障制度改革推進法による基準の改定が行われているのか。

池田生活福祉課長 生活保護基準は、国民の消費実態や動向を踏まえて厚生労働大臣が決めることとなっており、その中で社会保障制度の生活保護基準部会等で議論が重ねられ、今回の改定に至ったと理解しております。

矢作委員 過去の改定で、生活保護の基準が引き下げられたのは、いつか。

池田生活福祉課長 平成15年4月の改定では、前年度比99.1%のため0.9%引き下げられました。翌年の16年4月には、前年度比99.8%と0.2%の引き下げがありました。

城下委員 この時の改正内容はどのようなものだったのか。

池田生活福祉
課長

生活扶助基準額の見直しです。

中村委員

数字の置き換えだけでない基準の改正について具体的に教えてもらいたい。

池田生活福祉
課長

システムの改修が必要になった理由としては、激変緩和策により、今年度は現行のものと新たな基準額表の両方を使用し、金額を案分することになります。現行のシステムには、案分等をする機能がないため、今回、システムを改修する必要があります。また、国に確認したところ、今回の改修は1回だけで済むとのことで、システム改修後も現行システムと機械操作の変更はないため、職員の事務負担の増加もないと考えられます。

城下委員

制度改正による受給者への説明の対応策については、検討しているのか。

池田生活福祉
課長

今月末か来月早々には、生活保護受給者全員を対象に通知を出す予定であります。併せて広報ところざわ7月号にも掲載する予定です。

城下委員

ケースワーカー1人当たりが持っているケース数はいくつか。

本橋福祉部長

法的には1人当たり80ケースですが、所沢市の場合、80ケースを若干オーバーしている状況であります。

池田生活福祉
課長

平成24年11月のデータになりますが、1人当たり93.1ケースとなります。

【質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前10時25分）

（説明員交代）

再 開（午前10時40分）

○議案第41号「所沢市子ども・子育て会議条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

矢作委員

所沢市次世代育成支援行動計画や所沢市エンゼルプランの策定の際は、部会等を設け、そこにおいて事前の検討を行ってきたかと思うが、子ども・子育て会議については、そのようなことは考えているのか。

浅見こども支援課長

子ども・子育て会議の委員としては、条例において、子ども・子育て支援事業に従事する方や保護者の方等を想定しており、その委員構成において、広く子育て支援に関する意見を吸収できると考えています。そのため、現在では部会といった形のものを設置することは考えていません。

矢作委員

今のところは部会の類の設置は考えていないということだが、法律の中身もまだはっきりしていない部分がある中、今後において、子ども・子育て会議の中で部会等の設置について必要に応じて検討していくことはあるのか。

浅見こども支援課長

子ども・子育て会議に部会等を設けることは考えていません。子ども・子育て支援事業計画の策定等にあたり、素案をつくる段階や俎上に載せる前の段階においては、庁内でまず検討を行います。その上で、子ども・子育て会議から意見等を伺い、子ども・子育て支援に関する施策について検

討していきたいと考えています。

城下委員

所沢市は、過去、例えば、所沢市エンゼルプランの策定段階においても、市民と職員が一体となり積み上げてきたかと思う。また、第5次所沢市総合計画策定に際しても、公募市民による検討委員会等をいろいろと作り、そういった過程を経て、計画の内容についてのさまざまな議論の成果を積み上げていく方式を取っている。そうしたことから、市から、財産ともいべきそういった手法について提案していくことも必要であるかと思うわけだが、そういった部分も含め、庁内において検討していくという理解でよいか。

浅見こども支援課長

子ども・子育て会議については、この度の条例案の委員構成において、十分に地域の実情等を把握するものとして機能していくと考えています。なお、庁内においてプロジェクトチームを組織し、よりきめの細かな素案を示していきたいと考えています。

城下委員

構成メンバーはこれから決まっていくのであるから、現段階で実情に応じた議論ができるという断言はできないと私は考えるが、そういった意味では、市としての提案も非常に大事であると思う。市には、今までの計画策定の際におけるニーズ調査及び策定方法の実績等があるかと思うが、国の項目通りに調査等を行っていくだけでは全国一律の計画になってしまう

うのではないかと思う。所沢市には11行政区があるわけであるが、そうしたことも考慮し、独自の調査方法等も加味させながら、子ども・子育て支援に関する施策等について検討していくということになるのか。非常にファジーであることから、その点について確認したい。

仲こども未来
部長

一点確認をさせていただきたいのですが、先ほど、矢作議員さんと城下議員さんがご質疑されました部会とは、庁内の部会ではなく、外部の方を入れた部会として認識してよいのでしょうか。エンゼルプランや次世代育成支援行動計画の策定にあたり、外部の方を入れた部会というものを設置したことはなかったのですが、こういった類の部会というものを想定されているのかご確認させていただければと思います。

城下委員

第5次所沢市総合計画を策定する際にも、市民公募による検討委員会等を設け、広範囲な市民参加によりさまざまな意見を出しながら積み上げていった経緯がある。庁内に限定してしまうと、職員のみが目線になりがちな面もある。また、職員にもいろいろあり、管理職と現場の職員との受け取り方や見方は違って来るわけであるので、会議の委員に現場の職員を入れるのか、あるいは、部会等を設けそこにおいて声をくみ上げることで、会議へさまざまな意見を届けていくのか、手法はいくらでもあると思うが、そういった観点から部会というものについて伺っている。エンゼルプランや第5次所沢市総合計画の策定に際しても部会方式のような形をと

っていたかと思うが、どうか。

仲こども未来
部長

エンゼルプラン及び次世代育成支援行動計画の策定段階で一般の市民の方を部会の委員として募集し素案を練るということはありませんでした。今後庁内での検討において、市民の方の意見を取り入れていくことは必要であると認識していますので、現場の職員が市民の方と日々接していく中で得たさまざまなご意見等を含め、検討していくことを考えています。

中村委員

この会議は何年間の設置になるのか。

浅見こども支
援課長

委員の任期は2年ですが、会議自体の設置については、現段階では継続しての設置であり、期限は決まっています。

中村委員

県内40市のうち、38市が条例でこの会議の設置を予定しているとのことだが、残りの2市についてはこの会議を設置しないのか、それとも違う方法、例えば要綱設置等で行うのか。

浅見こども支
援課長

要綱設置であると把握しています。

中村委員

議案資料では、同会議からの意見の重要性に鑑み、条例設置によることである。国の要請により条例設置になったという話も聞くが、それについてはどうか。

浅見こども支援課長

子ども・子育て支援法の規定においては、審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとなっており、いわゆる努力義務です。当市の検討においては、条例による附属機関としての位置付けがふさわしいとの判断に至ったことから条例設置をお願いするものです。

中村委員

当初は条例設置を意図していなかったわけであるが、なぜこの度において条例による設置を意図したのか。

浅見こども支援課長

本年度の予算計上の時期においては法律が示されたばかりで、当初の段階では詳細について十分に把握できなかったため、当時においては現在の次世代育成支援地域協議会と同様に要綱による設置を考えていました。その後、国の説明会等により詳細を把握していく中で、当市においてもやはり合議制の附属機関がふさわしいという結論に至りました。

中村委員

把握している範囲で構わないが、当初の時点で要綱設置であった自治体の数及びその内で6月議会の補正段階において条例設置になった自治体の数について伺いたい。

仲こども未来
部長

平成25年3月現在では、要綱設置を考えているところが6市あり、条例設置を検討している又は条例で設置した自治体が34市です。予算積算時の要綱設置については、数の把握はしておりませんでした。説明会等の中で各市の状況について伺ったところ、要綱設置の自治体はかなり多かったという状況です。

城下委員

国が示した調査項目に沿ってニーズ調査を行うことは、全国一律の計画になってしまう可能性があるかと思うが、それぞれの地域の実情に合わせて独自の調査を行うことは考えているのか。どういう手法で調査を行うかは別にして、例えば、保育園や幼稚園での聞き取り調査の結果であったり、寄せられた声等を庁内会議に出し、それも一緒に計画の中に反映させていくということも検討していくのか。

浅見こども支
援課長

ニーズ調査については、国からある程度のひな形が示されます。それに沿って調査項目を設定することに加え、市独自の設問を追加することは可能とされています。ニーズ調査については、全国において共通性のある調査項目に基づき調査を行うことにより、かえって地域差が明らかになるものと考えております。その結果をもって、計画に生かす段階において、庁内検討会議や、子ども・子育て支援事業に従事する方、保護者の方及び市民公募による委員の方等で構成される子ども・子育て会議において検討していただき、市独自の特色ある計画を策定できればと考えています。

城下委員

これまで、長年にわたり所沢市が保育行政の中で培ってきたさまざまな情報等についても、子ども・子育て支援施策の検討にあたっては加味していくという理解でよいか。

浅見こども支援課長

庁内の検討においては、各所管からの多様な意見等についても、検討していくことになると考えています。

末吉委員

この議案が可決された場合は、今後の設置に向けて、委員の選定や公募を行っていくかと思うが、会議の設置時期や開催のスケジュールについて伺いたい。

浅見こども支援課長

ここで可決されれば、会議の第1回目については、9月末頃を予定しています。委員の公募については、8月の広報紙に載せることを考えていますので、8月中に公募を行う予定です。会議の開催については、本年度は9月、10月、1月の3回を考えています。

城下委員

この会議の構成メンバーについて、議案質疑においては、次世代育成支援地域協議会のメンバー構成とほぼ同様になっている旨の答弁があったが、公募枠のみ増えるという理解でよいか。

浅見こども支援

現在においては、主に次世代育成支援地域協議会の選出母体から委員を

援課長	推薦してもらおうことを考えています。公募については、次世代育成支援地域協議会においては4人の委員を公募していますが、子ども・子育て会議の委員としては、5人の委員を公募していくことを考えています。
矢作委員	公募枠は5人であるとのことだが、その5人の内訳は決まっているのか。
浅見子ども支援課長	検討段階ですが、法律において、子どもの定義が18歳までということになっておりますので、仮に就学前、小学生、それ以上、との区分にすると、順に2人、2人、1人といった構成が適当であると考えております。
矢作委員	次世代育成支援行動計画が平成26年度までであり、子ども・子育て新制度が平成27年度からの運用ということになるわけだが、次世代育成支援行動計画に変わる計画を策定していくという理解でよいか。
浅見子ども支援課長	平成27年度からは、子ども・子育て支援事業計画が現在の次世代育成支援行動計画に変わるものと考えています。
矢作委員	把握している範囲で構わないが、例えば、保育に係る部分では利用料や過料を科すということがどのように検討されているのか伺いたい。

浅見こども支援課長	現在においては把握していません。
矢作委員	事業計画を策定するとのことだが、例えば、市の総合計画との関連性やそういった総合的な計画をつくっていく際に、この会議が何か関わりをもっていくことはあるのか。
浅見こども支援課長	総合計画との整合性は取る必要性がありますので調整は行っていきたくはありますが、総合計画の策定にあたり、直接、子ども・子育て会議が関わることは想定していません。
矢作委員	これまでの次世代育成支援行動計画のときにおいても、そういった関係性であったのか。総合計画の策定にあたり、意見等を求められることはあるのか。
浅見こども支援課長	総合計画の策定にあたっては、各所管の職員も策定に関わることでありますので、整合性を取りながら策定していくものでございます。
城下委員	保育問題協議会や青少年問題協議会等、子どもに関わる審議会や協議会等が存在し、そこにおいては、個別に諮問、答申等を行い、審議をしていくわけだが、そういった各種の会議において示されたものについて、さら

に束ねていく機関がこの子ども・子育て会議であるという理解でよいか。

浅見子ども支援課長

現在においては、例えば、保育園等運営審議会や児童館運営協議会等の審議会等が所掌する事務については、これまでと同様に各審議会等で議論をすることとなります。子ども・子育て会議とは上位も下位もなく、同じ条例設置の審議会として併存することとなります。子ども・子育て会議については、子ども・子育て支援法第77条第1項において処理すべき事務が規定されておりますので、現段階においては、現在の保育園等運営審議会等の各審議会等が所掌する事項については、そのまま各審議会等が所掌していきます。

仲子ども未来部長

現在では、所掌事務を分け、各審議会等と子ども・子育て会議を併存していく形になっています。平成27年度から新しい計画により事業を進めていくこととなりますので、これまでと同様に各審議会等と子ども・子育て会議を併存させていくかどうかについては、今後の検討課題であると考えています。

城下委員

新しい計画が始まる平成27年度の時点において、今ある審議会等については、そのあり方について検討していくという理解でよいか。

仲子ども未来

今回の条例設置にあたり、他市の状況等も調査しましたところ、新たに

部長

会議を設置する自治体や社会福祉審議会や児童福祉審議会の中に子ども・子育て会議を位置付ける自治体など、さまざまな手法をとっていることがわかりました。本市としては、他市のそういった状況等についても参考としながら検討してまいりたいと考えています。

浜野委員

各審議会等の所掌事項については、決して重複はしていないという理解でよいか。

浅見こども支

そのとおりです。

援課長

【質疑終結】

休 憩（午前11時9分）

再 開（午前11時17分）

【意 見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第41号について、意見を申し上げます。次世代育成支援地域行動計画が平成26年度末までに終了し、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく事業計画を策定するために、所沢市子ども・子育て会議条例設置が提案されています。子ども・

子育て支援法の内容が今後国で定められる予定であり、十分に慎重な審議が行われるべきであると考えます。エンゼルプラン策定の際、公立保育園の職員が地域でアンケート調査を行い、施策に反映したことが所沢市における保育の充実につながった経緯があります。今後の計画策定にあたり、市としてニーズ調査が行われる予定になっていますが、地域の実態をしっかりとつかむために、市職員をはじめ関係する方々の意見を踏まえ、独自の調査項目等を盛り込んでいただくことを申し上げまして賛成の意見といたします。

中村委員

至誠クラブを代表して「所沢市子ども・子育て会議条例制定について」賛成をいたします。策定期間2年、計画期間が5年ということを検討したり、あるいは当初予算時に40市中34市が条例設置という状況を考えてみると、当初から条例設置とすべきであってもよかったと思いますし、条例設置のタイミングが若干遅れたのかなとも考えられますけれども、今回の会議が要綱設置から条例設置へと変わったことについては、純粹に評価をしているところです。今後についても、かつて全庁的な条例の立法指針もつくってあるということもありますし、このように中長期的に設置が見込まれる附属機関については地方自治法にもあるようにできる限り条例設置にすべきということも望みまして賛成といたします。

浜野委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表し、議案第41号「所沢市子ども・

子育て会議条例の制定について」賛成の立場から意見を申し上げます。まず、子ども・子育て支援法の制定に基づく、幼児期の学校教育、保育の地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新しい制度が平成27年度から開始されることに伴い、事業計画等の検討を行っていくための会議の設置については、当市の条例で定めるということは妥当であると思います。また、各審議会で各審議会等所管事項は重複していないということ、また、ニーズ調査の設問等を検討する際に、内部の会議の予定があり、その場で現場職員の声を反映できる体制になっていると思われます。以上によって賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第41号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第40号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（こども未来部）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時20分）

（説明員交代）

再 開（午前11時23分）

○議案第39号「専決処分の承認を求めることについて(平成25年度
所沢市一般会計補正予算(第2号)」当委員会所管部分(健康推進部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

実際に市として情報把握を行い始めた時期はいつか。

須田健康管理
課長

詳細な情報把握に努めたのは、4月に入ってからです。

城下委員

議案資料における風しん単独ワクチンと麻しん風しん混合ワクチン(M
R)について、風しん単独ワクチンの在庫が少ないとのことだが、在庫の
割合はどうなっているのか。

須田健康管理
課長

平成25年6月4日に厚生労働省のホームページを確認したところ、平
成25年度の供給見込みとして、風しん単独ワクチンは17.5万回分、
麻しん風しん混合ワクチンは360万回分と示されています。各ワクチン
の供給量にはかなりの差があります。

城下委員

風しんに対するワクチンということでは、単独ワクチンの方が望ましい
とは思いますが、風しん単独ワクチンの確保については、医師会と協議や連携
は必要なのか。

須田健康管理
課長

4月に入り、風しんワクチンの接種を希望する成人の方のお問合せ等がありましたので、医師会の理事を通じて調査を行いたい旨を各医療機関へ伝え、調査を行いました。その段階において、市のホームページで各医療機関の麻しん風しん混合ワクチンと風しん単独ワクチンの予防接種に関する情報を掲載することは構わないが、風しんワクチンに関しては、在庫がある医療機関であれば、ワクチンの接種を受けることができるが、新規にて供給されることは難しい状況にあり、その点については協議をしてほしい旨の回答をいただき、その旨をホームページにて周知しています。

末吉委員

この専決がなされたあとの何らかの通知において、助成対象者についての記載が「夫」という記載から「妊娠している女性の配偶者」という記載へ変わっていたかと思うが、この変遷の経緯について伺いたい。

須田健康管理
課長

「妊娠している女性の配偶者」という記載の件について、要綱においては配偶者の事実婚の方も含むという規定をしています。ホームページにおいても、妊娠している女性の配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含むという掲載をしていますが、ポスターやチラシ等、記載する媒体により、作成する過程で文字数の制限等があることから、表記が異なる場合があります。

坂本健康推進

市から専決処分情報を議会へ提出したのと併せて、この関係の資料を

部長

提出しましたが、その中において、女性の夫（子の父）という表現をしていたかと思います。事業への取り掛かりにおいて、統一的な用語の使用についての検討が不足していた面もあったかと思います。

末吉委員

配偶者をここに含めた理由は、風しんがうつるからとのことであったが、通常、この先天性風しん症候群を防ぐためには、妊娠初期の方は人混みや子どもの多い場所を避けるようにすることが適切であるかと思う。そういう意味では、感染を防ぐためには、夫よりも時間が長い同居の家族がいると考えられるが、一番懸念されることとして、子どもがかかるということがあるが、なぜここに配偶者が入っているのか。

須田健康管理

妊娠している女性の方とおなかにいる赤ちゃんとも最も近い方を考え

課長

ると、やはり、妊娠している女性の配偶者への影響が大きいと考えられることから、対象としました。

亀山議員

議案資料において、「妊娠を予定・希望している女性」という記載と「妊娠している女性の配偶者」という記載があるが、なぜ「妊娠を予定・希望している女性の配偶者」とならなかったのか。本来ならば、妊娠したかどうかは日にちが経たないとわからないわけであるので、本来ならば、同じような記載になるかと思うが、なぜ変えたのか伺いたい。

須田健康管理
課長

風しんワクチン等予防接種助成事業を設計する際、接種者の人数を推計する必要がありますが、公費において事業を実施するということから、設計にあたっては、本来であれば任意接種であり、自己責任が根本にあることを考慮し、やはり近い人だけを設計の過程で対象としました。

中村委員

配偶者がワクチンを打たなければ、効果は十分ではないのか。例えば、実際に妊娠を希望している女性と妊娠されている女性の接種だけでは不十分であるのか。

須田健康管理
課長

妊娠をされた場合、最初に抗体の検査を行いますが、その際、医師から風しんに対する抗体価が低いため、感染等に注意する必要がある旨等を伝えられます。ただ、そうした方が自分で気を付けていたとしても、配偶者の方等から風しんのウイルスが家の中に持ち込まれる場合等が懸念されることから、対象者として設定しました。

中村委員

可能性の議論になるかと思うが、女性の方がワクチン接種を行っていれば、そもそもウイルスが持ち込まれても防げるのではないのか。

須田健康管理
課長

妊娠している場合はワクチンが接種できないため、配偶者の方についても対象としています。

【質疑終結】

【意見】

末吉委員

民主ネットリベラルの会を代表して、議案第39号に対して意見を申し上げます。先天性風しん症候群については、例年発症件数は0から2件ということでお伺いしましたがけれども、先般、10件ということで、増加傾向にあるという憂慮すべき事態であると思います。一番大事なことは、妊娠をした女性が初期に風しんにかからないようにすることだと思います。そのためには、その本人が免疫をもっていることが最重要であり、そして万が一免疫をもっていない場合にはり患をするということ、その事前の策として取っておくべきだと思いますので、その点についての情報を十分にとっていただいて情報告知に力点を置いてぜひ頑張っていたいただきたいという意見を添えて賛成の意見といたします。

亀山議員

所沢市議会公明党を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。風しんワクチン等予防接種助成事業については風しんの流行が拡大している中、このようなワクチンの接種費用の一部を助成することにより先天性風しん症候群の発生予防等、妊婦の感染防止になるので、高く評価しますとともに、1日も早い収束のため、さらなる周知徹底に努めていただきたいと思います。

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して賛成の立場で意見を申し上げます。ま

ず、十分な情報を提供していくということを是非力を入れて行っていただきたいということと、なるべく風しん単独ワクチンがなかなか製造量も少ないということではありますが、そういった情報提供についても、受ける受けないは本人の選択ですので、いかに情報がきちんと伝わっていくかということ、判断の材料にもなっていくしますので、ぜひその部分については、全力を挙げて対応していただきたいと思います。

【意見終結】

【採 決】

議案第39号当委員会所管部分については、全会一致、承認すべきものと決する。

○議案第40号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分（健康推進部）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【議案第40号当委員会所管部分質疑終結】

休 憩（午前11時39分）

（説明員交代）

再 開（午前11時41分）

○議案第40号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第3号）」

当委員会所管部分

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、民生費の生活保護事務費の生活保護システム改修委託料94万5,000円について、反対の意見を申し上げます。国における社会保障改革推進法の附則2条で生活保護制度、給付水準の見直しが明記され、これを受けて生活保護受給世帯、3,375世帯全ての給付水準が今後3年間にわたって平均7.3パーセント引き下げられ、最大では9.3パーセントにも及びます。生活保護基準によって定められている小中学校の就学援助や保育料等、他の制度にも大きく影響します。国はこの影響について検討するとしていますが、その対策はいまだ不明であり、何の担保もありません。不安定雇用や長引く不況等、国民生活を窮地に追い込んできた政治の結果、生活困窮者が増加の一途です。これをあたかも自己責任のごとく、憲法で定められた基本的人権、生存権をも否定するものであり認められません。以上を申し上げ反対意見といたします。

近藤委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して、賛成の意見を申し上げます。生活保護基準は、国民の消費実態や消費動向を踏まえ厚生労働大臣が決定しており、福祉事務所では、法定受託事務として国からの委託を受け、生活保護の決定・実施を担っているものです。今回のシステムの改修は、単

に基準額の数値が変更になるだけでなく、算出方法そのものが変更となるため、既存システムにて対応できる内容ではないことからシステム改修をするものです。システムの改修を実施しない場合は、3,000世帯以上の処理及び管理を人的に行うこととなり、現実的に困難と思われます。また、それに伴う人件費の増加分と今回の改修費用94万5,000円を比較した場合、改修の財政的効果は得られると思われます。また、他市においても同様のシステム改修がおこなわれ、改修経費は国から10分の10補助されるものであります。これらのことから、今回のシステム改修は妥当なものだと考えられます。以上で賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第40号当委員会所管部分については、挙手多数、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午前11時45分）

（散会后、協議会を開催し、正副委員長連絡会議の申し送り事項及び視察日程について協議し、13日に改めて協議会を行うこととした。）